

■松田町自治基本条例(素案)に関するパブリックコメントの結果

番号	第7条見出し	第8条見出し	該当条項	意見内容	区分	意見・提案	区分
1	協働	権利	第7条	町づくりは、町民と関係者が共に汗をかいて取り組むべきである。	資料4-1		
			第8条	県の条例と整合性を保つべきである	資料4-1		
2	連携・協力	権利	第3条(5) 第12条	町長等は、町長と他に分ける方が明確になる。(委員会等も町長と同じ責務はありえない)	◎	条例全体として、町長等と町長が記述されていますが、明確にするために町長と他名称で分けて明確にする。町長等は削除する。	◎
						県の条例と町の条例の章を合わせる形で明確になる。県の章に合わせて作成し、例)第2章：自治の基本理念等は第1章の総則の条に入れるとかを検討しては？	△
						当条例は高齢者より若い方に直接関係するので、パブリックコメントの説明会に多くの若い方を出席させる(スポーツ団体等を使う)。	△
						当条例は町民対象部分で、小学生や中学生も考えて作る。	△
						町民の年齢層は幅広い範囲で検討する。委員は大人が多く自分目線で考えてしまう。	△
3	連携・協力	役割	前文	「近年の少子高齢社会」の表現について前文は、松田町自治基本条例(以下自治という)が存在する限り、現時点では適切な表現であるが、10年、20年後の団塊世代の存在によってはマッチしない表現になるのでは無いでしょうか？	△		
			第2条	尊重⇒遵守	△		
			第3条(4)	普通地方公共団体⇒「普通」と付けるのは何故でしょう？	△		
			第10～27条	第10条⇒第10条では無く数字の前後にスペースが付けられたのは何故？ 以下第27条まで。	△		
			第15条	定期的な「総合計画」審議を明示して欲しい。	△		
			第23条	地域活動(町民の・・・の活動) ()内の説明を第3条定義に入れてはどうでしょうか？	△		
			第24条	町民活動(特定の・・・の活動) ()内の説明を第3条定義に入れてはどうでしょうか？	△		
4	協働	権利	第7条	協働の原則が良い。 協働の三原則として 「自助」=自分でできる事は自分です。 「共助」=地域や団体は近隣住民のお互いの力を結集して助け合う 「公助」=自助、共助ではできない、町全体にかかわることを行政が行うを基に協働とする事が望ましい	資料4-1		
			第8条	自治基本条例とは市、町の憲法である。 憲法とは基本的事項を定め、他の法律や命令で変更できない最高の法規範。 物事の大原則となる約束事・きまり・おきて 最高法規範と制定することから権利として明記させた方が望ましい。	資料4-1		

《区分の凡例》

◎: 審議会での確認・検討する事項 資料4-1: 第7条及び第8条について □: 意見等を踏まえ、変更・修正する事項 △: 意見として承る事項

■松田町自治基本条例(素案)に関するパブリックコメントの結果

番号	第7条見出し	第8条見出し	該当条項	意見内容	区分	意見・提案	区分
5	連携・協力	役割	第1条	前文では、「わたしたちは、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げる・まちづくりを進めていきます。…そのため、松田町のまちづくりの最高規範として、この松田町自治基本条例を制定します。」と示されているが、第1条の目的に「…松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりの推進を目的とします。」となっており、松田町の自治基本条例の目的は「まちづくりの最高規範」と「まちづくりの推進」のどちらになりますか？	△		
			第3条(6)	町民憲章の名称は、前文は「松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）と定義されているほか、第1章第1条の松田町町民憲章は同じであるが、第3条(6)は「松田町民憲章に定める事項の実現に向けた活動をいいます。」となっている。	□		
			第2条	この条例、松田町における最高規範であり、町民、議会及び町長等は条例に定める事項を最大限に尊重します。（行動ではなく、大切に扱わせております。） 「最大限に尊重します」とは？	△		
			第3条	「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。」の「それぞれ当該各号に定めるところによります。」はこの条例に記載の用語を説明しています。	△		
			第3条(4)	町 普通地方公共団体としての松田町をいいます。 前文で「わたしたちの「まち」「松田町」は」となっているが「まち」の定義は普通地方公共団体：普通は不要	△		
			第3条(6)	「まちづくり」の定義は、実現に向けた活動をいいます。「まちづくり＝活動」 前文に戻って「松田町のまちづくりの最高規範として」松田町の活動の最高規範ですか？ 松田町のまちづくりの最高規範として、まちづくり実現のための包括名称です。	△		
6	連携・協力	役割				住民と町民の意味不明 第6章22条は 住民、議会又は⇒町民、議会又はとすべき [住民投票と言う日本語がありここだけ、住民とする必要なし]	□
						自治会長は「行政協力委員」であり町長等へも含まれても良いと思いますが、自治会の存在を更に明記すべきと考えます。 自治会参加は自由になっていますが、参加意欲向上のためにもこの考え方で次を提言します。 4条・5条・7条：町民・議会・町長等⇒町民・自治会・議会・町長等	△
7	協働	権利	第7条	協働の定義 政策の企画段階から町民が参画する (これでなければ、本当の民主主義とは言えない。今までの役場が作り、住民が従うになってしまう) (パブリックコメントは正に協働である)	資料4-1		
			第8条	県条例 第2章には「県民の権利及び義務」とあり、町条例素案の内容から役割という言葉は浮んでこない。 「町民はまちづくりに参加する権利を持つ」と「県民は県政に参加する権利を持つ」と全く同じなのに表題は何故替えなければならないのか	資料4-1		
8	協働	権利	第24条	「特定の分野」とは何を指すのかわかりにくい。 趣味の団体の活動も含むのですか？	△		
9	協働	権利	第7条	町民・議会及び町長等は相互に連携・協力してまちづくりを進めることを原則とします。 の条例文と成っているが、協働の造語の創設等を鑑みれば平成22年～23年頃「支え合い」と活気(力)ある社会をつくるため、国民・市民団体地域組織や企業、その他の団体・事業体と政府等の「協働の場」としての「新しい公共」をとえられたと記憶しているので、「協働の原則」は、住民(町民)やNPO等と行政(議会及び町長等)機構は対等な関係で相互の立場や特性を認識尊重しながら、共通の目的を達成するために協力し、活動する事が協働の原則であると考えている。 平成22～23年以降は住民ニーズや地域問題の多様化や高度化で、国・地方の行政は厳しい財政状況を背景として、行政側における公的サービスの計画・施行・評価における住民等との協働がますます不可欠となっている。 また、町民サイドにおいても自己実現意識や元気な高齢者の増加・市民団体の活動の活発化等による行政との協働に対する意欲や可能性に期待が上昇するのではと考えております。	資料4-1		

《区分の凡例》

◎: 審議会での確認・検討する事項 資料4-1: 第7条及び第8条について □: 意見等を踏まえ、変更・修正する事項 △: 意見として承る事項

■松田町自治基本条例(素案)に関するパブリックコメントの結果

番号	第7条見出し	第8条見出し	該当条項	意見内容	区分	意見・提案	区分
10	連携・協力	役割	第7条	「協働」はひらがなでは「きょうどう」であり、聞いただけでは色々な意味にとられ曖昧。一般的には「きょうどう」と聞くと、「共同」や「協同」が先にきてしまうと思う。	資料4-1		
			第3条	第4章に（議員の責務）（職員の責務）が出てくるので、議員と職員の定義を記載しておくべきと思う。「町民」の中に、「事業及び活動を行う個人または法人その他の団体」とあるが、第9条の事業者との違いが不明。定義からすると、事業者は町民と受け取れてしまう。	△		
			第8条	第4章全体が役割と責務になっているので、（町民の役割と責務）が良いと思う。よって表現案は、権利という言葉ははずし、「町民は、年齢を問わず、自らの発言と行動に責任を持ち、それぞれが持つ能力と時間を用いて、積極的にまちづくりに参加するものとします。」としたらどうか。	資料4-1		
			第4章全体	役割と責務と言っているながら、何が役割で何が責務なのかが不明確。逆に、（議会の責務）と言っているながら、「役割を行使…」と、役割と責務の両方を記載している。役割は役割、責務は責務ではっきりとわかるようにした方がよいと思う。	△		
11	連携・協力	役割	第2条	松田町における最高規範 ⇒松田町における自治基本を定める最高規範	◎		
			第3条(3)	松田町をいいます。 ⇒松田町の執行機関をいいます。	△		
			第8条	町民は、年齢を問わず ⇒年齢を問わずを削除 第3条(1)の町民の定義で町内に居住するものとあるため。条例等の場合、年齢を問わずの文言は使わない？	△		
			第10～13条	第10条～第13条の見出し（～の責務）について それぞれの役割と責務が条文に明記されているため、責務だけでなく役割を入れた方がよいのではないか。9条は役割を明記してあるが。	△		
			第13条第2項	職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければなりません。 ⇒職員は、職務遂行に必要な知識、技術などの能力向上に努めなければなりません。	□		
			第14条	第14条 町長等は、町の将来的な展望に立ち、効率的で公正かつ透明性の高い町政運営を行わなければなりません。 ⇒行政運営では、第14条見出しは行政運営の基本	□		
			第22条第1項	町長は、町政に関わる重要事項について… ⇒住民、議会又は町長の発議に基づきとあり執行機関である町が実施するため「町は、町政に関わる重要事項について…」でよいのでは。	△		
			概要版について 目的と基本理念	町民の役割及び責務並びに町長等及び議会の役割 ⇒町民の役割及び責務並びに議会及び町長等の役割 表紙及び松田町の“まちづくり”はみんなで！の中で目的と基本理念には文章を完全に言い切ったところには区切り符号「。」（まる、句点）があるがその他にない理由は何か。 ※文章を列記する場合、名詞形で終わる時は原則として句点は付けませんが、文章を完全に言い切ったところに句点をもちいます。ただし、辞令、賞状、証書などは通常用いません。	△		
逐条解説について	逐条解説を作成されると思いますが、第20条、第21条、第22条で「別に定める条例」と「別に条例で定める」とあるが文言の使いわけは、条文ごとに、定める条例を記載されたい。	△					
12	連携・協力	役割				むずかしいこはわかりませんが、素案を読ませていただき、感じたことを書かせていただきます。 「町長は」「町長等は」という言葉があちこちに出てきます。町民を代表して働いてくださるのが町長だと思っておりますので、あまりこの言葉が出てくると違和感を覚えます。町長については、「町長の役割」といった項目をつくり、そこにまとめて書いた方がわかりやすく、又すっきりとするのではないのでしょうか。 またこの条例における「町民」は、町の住民だけでなく職員、事業者…等すべて含まれることをことわっておけばよいと思います。	◎

《区分の凡例》

◎: 審議会での確認・検討する事項 資料4-1: 第7条及び第8条について □: 意見等を踏まえ、変更・修正する事項 △: 意見として承る事項

■松田町自治基本条例(素案)に関するパブリックコメントの結果

番号	第7条見出し	第8条見出し	該当条項	意見内容	区分	意見・提案	区分
13	連携・協力	役割	第2条第1項	「条例に」を「この条例に」に改める。 →「この」と特定されないと、自治基本条例の規定事項を尊重する意図が不明確だと思われます。(個別の条例が優先されるようにも読めてしまいます。)	□	第19条の項目にも規定しましたが、町民からの意見聴取の手続は十分に保障されるべきだと思っています。この条例の施行により、その「理念(基本原則)」は確立されるものと考えますが、パブリックコメントに係る具体的な実施方針や手続が明確ではありませんので、是非ご検討くださるようお願いします。(本件におけるパブリックコメントから逸れてしまいますが、例えば先般施行された乾杯条例では、町議会上程前に町民への十分な周知がなされてないまま議決されてしまった、事後報告的な印象を抱いており、調整手続として非常に残念でした。)	△
			第3条第1項	「並びに」を「及び」に、「事業及び活動」を「事業又は活動」に改める。 →「個人」や「法人その他の団体」は、それぞれ「事業」「活動」のいずれかを行っていけば足りると考えます。	□		
			第3条第5項	「監査委員会」を「監査委員」に改める。 →字句の整備(監査委員は合議制の執行機関ではないため。)	□		
			第2条・第3条	第2条の規定と第3条の規定を入れ替える。 →位置づけの規定の中に「町民」「議会」「町長等」の文言が用いられるため、定義を先に規定された方が読みやすいと考えます。	◎	資料4-1	
			第4条	次のように改める。 (自治の基本理念) 第4条 町は、主権者である町民の自発的な責任ある意思と行動によってつくられるものであって、その町政は、町民の信託に基づき、町民の意思を反映して運営されなければなりません。 2 町民、議会及び町長等は、相互に協力して、町民主体の自治の確立を目指します。 →原案では一文の中の複数の主語が用いられており、条文として適切でない(極めて読みにくい)と考え、項を分けて整理してみました。	◎		
			第6条第2項	主語が「町長等」とされていますが、例えば監査委員や固定資産評価審査委員会等の活動において、「町民が参加する」場面がイメージしにくいです。	△		
				「見直しかつ」を「見直し、かつ、」に改める。 →法制執務上の規定の整備	□		
			第7条	「連携協力の原則」が良いと思います。 →この条例において「協働」という文言が定義されておらず、条例として用いるにあたり、その考え方が不明瞭だと思います。 原案では第4条の後半部分(私案の第4条第2項)を単に確認しているだけです。第6条のようにもう少し具体的な規定にした方が良いと思います。 →具体的な規定が難しいようであれば、逆に第4条において私案の第4条第2項相当部分の規定を削っても良いのではないかと思います。(基本理念に明記されなくても、基本原則としてきちんと謳われていれば趣旨は担保されるのではないのでしょうか。)	資料4-1		
			第5~7条	各条文中「…することを原則とします」を「…するものとします」に改める。 →各条文の中で敢えて規定しなくても、各条の見出しで「原則」と明記することで足りるのではないのでしょうか。(法令ではこのような書き方をするのは一般的ではないと思いますし、「原則」という言葉を多用されると、逆に例外もあり得ることを強調している様な印象を受けました。)	◎		
			第8条	「町民の役割」が良いと思います。 →この条例において、町民のまちづくりへの参加の権利に係る根拠規定は第4条だと思います。第8条における「権利を持つ」という表現はその確認的な規定に過ぎないのではないのでしょうか。	資料4-1		
第10条第1項	「町民の代表として選出された」とされていますが、この条例における「町民」の定義に馴染まないと思います。 →町外からの通勤・通学者や法人等は町議会議員選挙において直接投票することはできませんが、間接的に代表しているという趣旨であれば、「選出された」という文言を削るべきだと思います。(第22条に倣って「町民」を「住民」に置き換える案も考えられますが、その場合、「住民」の定義が不明瞭です。)	△					
	「意思決定や」を「意思決定及び」に改める。 →法制執務上の規定の整備	□					
第19条第1項	パブリックコメントの対象となる施策が「重要な計画の策定」及び「条例の策定」とも読めるため、条例についても重要なものに限定するのであれば、「計画及び条例のうち重要と認められるものの策定等」と改めた方がよい。 この規定に基づき、パブリックコメントの実施に関する条例を別に定めるべきではないのでしょうか。(第21条のように「別に定める条例により」等の文言を加えた方が良いのではないのでしょうか。)	□					
第25条	「地域活動や」を「地域活動及び」に、「並びに」を「及び」に改める。 →法制執務上の規定の整備(「地域活動」「町民活動」と「円滑化」「活性化」のたすきがけ規定)	□					

《区分の凡例》

◎: 審議会での確認・検討する事項 資料4-1: 第7条及び第8条について □: 意見等を踏まえ、変更・修正する事項 △: 意見として承る事項

■松田町自治基本条例(素案)に関するパブリックコメントの結果

資料4-2

番号	第7条見出し	第8条見出し	該当条項	意見内容	区分	意見・提案	区分
			第8条 (目次/本則)	章名中「自治体」を「他の自治体」に改める。 →規定の整備(第26条の見出し及び同条第2項の規定と揃える)	□		
			第27条	「定期的に」という表現が用いられていますが、具体的に何年程度のスパンを想定されているのでしょうか。 →具体的に想定しにくいのであれば「必要に応じて検討し」のような文言に置き換えるのも一案だと思います。	△		
			附則	素案に附則が規定されていませんが、条例の施行期日等はどのようになりますか。 条例議案の議決・公布後、条例施行までの間に周知期間を設けるような予定はないのでしょうか。	△		
14	連携・協力	権利	第7条	〔連携・協力〕の方がわかりやすい	資料4-1		
			第8条	権利と責務の方が良い。 〔役割と責務〕は内容が重なる面がある。	資料4-1		
15	連携・協力	権利					
16	協働	権利	第7条	すでに多くの自治体の自治基本条例や総合計画等にも素養されており、イメージとして定着している。	資料4-1		
			第8条	役割では町民側でなく行政がわの押付のような感がある。町民側からすると権利でよいのではないか。	資料4-1		
17	協働	役割					
18	協働	権利					

《区分の凡例》

◎: 審議会での確認・検討する事項 資料4-1: 第7条及び第8条について □: 意見等を踏まえ、変更・修正する事項 △: 意見として承る事項